

○御殿場市プロポーザル審査委員会設置条例

令和3年6月23日

条例第17号

(設置)

第1条 市が発注する業務のうち、プロポーザル方式（市が発注する高度な技術又は専門的な知識が必要な業務（以下「業務」という。）の契約に当たり、企画又は技術に関する提案を求め、提案内容及び業務遂行能力が最も優れた者を選定する方式をいう。以下同じ。）により業務を受注する事業者（以下「事業者」という。）を選定する場合の審査を公正かつ公平に行うため、事業者の選定ごとに、御殿場市プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について審議又は審査を行うものとする。

- (1) 事業者を選定するための審査基準に関すること。
- (2) 企画又は技術に関する提案書等の評価及び審査に関すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱又は任命の日から事業者が選定されるまでの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求める、その説明若しくは意見を聴き、又は資料を求めることができる。
(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、当該業務の実務を所管する部課において処理する。
(委任)

第10条 この条例に定めるものほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にプロポーザル方式に関する手続きを開始している契約案件については、この条例の規定は適用しない。

(御殿場市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)

- 3 御殿場市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年御殿場市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「

指定管理者選定審査会委員	日額 12,000
PFI事業者選定審査会会長	日額 13,000

」を「

指定管理者選定審査会委員	日額 12,000
プロポーザル審査委員会委員長	日額 13,000
プロポーザル審査委員会委員	日額 12,000
PFI事業者選定審査会会長	日額 13,000

」に改める。

○御殿場市プロポーザル実施要綱

令和3年6月4日

告示第247号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する業務のうち、プロポーザル方式（市が発注する高度な技術又は専門的な知識が必要な業務（以下「業務」という。）の契約に当たり、企画又は技術に関する提案を求め、提案内容及び業務遂行能力が最も優れた者を選定する方式をいう。以下同じ。）を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募型プロポーザル方式 公募により提案者を募集し、提案資格があると認めた者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。
- (2) 指名型プロポーザル方式 あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。

(対象)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 価格のみによる競争では所期の目的を達成できない業務で、優れた提案の活用により効果的な事業実施が見込まれる業務
- (2) その他プロポーザル方式により実施することが適当であると市長が認める業務

(実施方式)

第4条 プロポーザル方式の実施は、原則として公募型プロポーザル方式によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指名型プロポーザル方式によることができるものとする。

- (1) 業務の性質又は目的が、公募型プロポーザル方式に適さないとき。
- (2) 公募型プロポーザル方式によることが不利と認められるとき。

(参加の資格)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、業務ごとに次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなさ

れていない者であること。

- (4) 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成4年御殿場市告示第78号）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団等でない者であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を満たしている者であること。

（実施の公表）

第6条 市長は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、業務ごとに次に掲げる事項を公告及びホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務の内容
- (3) 業務の履行期間
- (4) 参加資格に関する事項
- (5) 参加手続に関する事項
- (6) 提案手続に関する事項
- (7) 提案方法に関する事項
- (8) ヒアリングに関する事項
- (9) 提案の評価及び審査の基準に関する事項
- (10) その他市長が必要と認める事項

（参加表明手続）

第7条 公募型プロポーザル方式でのプロポーザルに参加しようとする者（以下「参加表明者」という。）は、前条の公表において指定する期日までに、御殿場市プロポーザル参加表明書（様式第1号）及び必要書類（当該公表において指定された場合に限る。）を市長に提出しなければならない。

（参加資格の確認及び提案手続）

第8条 市長は、前条の規定に基づく書類の提出があったときは、当該参加表明者が第5条の規定に基づく参加資格を有する者であるかを確認するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により参加資格を認めた参加表明者（以下「提案資格者」という。）に対して、御殿場市プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第2号。以下「結果通知書」という。）によりその旨を通知するとともに、御殿場市プロポーザル関係書類提出要請書（様式第3号。以下「要請書」という。）により、提案書（様式第4号。以下「提案書」という。）及び必要書類の提出を要請するものとする。
- 3 前項の規定により参加資格を認める旨の結果通知を受けた提案資格者は、市長が指定

する期日までに、提案書及び必要書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により参加資格が認められなかった参加表明者に対しては、結果通知書に理由を付してその旨を通知するものとする。

(指名者の選定)

第9条 市長は、指名型プロポーザル方式を実施するときは、当該プロポーザルに係る参加資格を有すると認める者の中から、提案書の提出を要請するもの（以下「指名者」という。）を選定するものとする。

(指名の通知)

第10条 市長は、前条の規定により指名者を選定したときは、次に掲げる事項を御殿場市プロポーザル指名通知書（様式第5号。以下「指名通知書」という。）により通知するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務の内容
- (3) 業務の履行期間
- (4) 提案手続に関する事項
- (5) 提案方法に関する事項
- (6) ヒアリングに関する事項
- (7) 提案の評価及び審査の基準に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により指名者に通知をするときは、併せて御殿場市プロポーザル意思確認書（様式第6号。以下「意思確認書」という。）並びに要請書により提案書及び必要書類の提出を要請するものとする。

3 前項の規定により要請を受けた指名者は、指名通知書において指定する期日までに、意思確認書を市長に提出しなければならない。

4 提案の意思がある指名者（以下「指名参加者」という。）は、それぞれ要請書において指定する期日までに、提案書及び必要書類を市長に提出しなければならない。

(提案の審査)

第11条 市長は、プロポーザル方式により業務を受注する事業者の候補者を選定するため御殿場市プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）に審査を依頼するものとする。

2 審査委員会の委員（以下、「委員」という。）は、提案書及びヒアリングを実施した場合における提案の内容により、評価基準に基づき評価及び審査し、順位付けを行うものとする。

(受注候補者の選定)

第12条 市長は、前条の評価及び審査の結果、第1位の者を当該業務の受注候補者に選定する。

2 市長は、前項の規定により受注候補者として選定した者（以下「選定者」という。）及び選定しなかった者に、選定又は選定しなかった旨及び審査結果の順位を御殿場市プロポーザル結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 市長は、プロポーザル方式の実施結果について、公告及びホームページへの掲載その他 の方法により公表するものとする。

（仕様の決定）

第13条 市長は、選定者と当該業務の仕様について協議し、その内容を決定する。

（契約の締結）

第14条 市長は、前条の協議により当該業務の仕様を決定したときは、選定者と当該業務について随意契約の方法により契約を締結し、発注するものとする。

（参加資格の取消）

第15条 提案資格者及び指名参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該業務に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書があるときは、これを無効とする。

- (1) 第5条に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) その他不正又は不誠実な行為があったと市長が認めるとき。

2 前項の場合において、市長は、当該参加資格者及び指名参加者に対し、提案を行うことができない旨又は提案書を無効とする旨について理由を付して通知する。

（選定者の変更）

第16条 市長は、選定者が第15条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき、又は選定者と相当の期間内に第13条に規定する協議が整わず、又は協議をすることができないときは、当該選定者に代えて、第11条の規定による評価及び審査の結果、次順位であった者を選定者とすることができる。

（事務処理）

第17条 プロポーザル方式の実施に関する事務は、当該業務の実務を所管する部課において処理する。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にプロポーザル方式に関する手続きを開始している契約案件については、この告示の規定は適用しない。

様式第1号（第7条関係）

御殿場市プロポーザル参加表明書

年　　月　　日

御殿場市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号 ()

年　　月　　日付で実施の公表がありました、次のプロポーザルに参加を希望するため、御殿場市プロポーザル実施要綱第7条の規定により、必要書類を添えて申請します。

なお、御殿場市プロポーザル実施要綱第5条の規定に基づく参加資格を有することを誓約します。

業務名

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市プロポーザル参加資格確認結果通知書

年 月 日付けで申請のあった に係るプロポーザル参
加資格について、御殿場市プロポーザル実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり
確認結果を通知します。

受付番号	
実施の公表日	年 月 日
業務名	
参加資格の有無	
(参加資格がないと認めた理由)	

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市プロポーザル関係書類提出要請書

御殿場市プロポーザル実施要綱第8条第2項（第10条第2項）の規定により、プロポーザル関係書類の提出を要請します。

1 業務名

2 提出書類

- ・ プロポーザル提案書

提出期限 年 月 日

様式第4号（第8条、第10条関係）

提案書

年　月　日

御殿場市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

電話番号 ()

次の業務について、御殿場市プロポーザル実施要綱第8条第3項（第10条第4項）の規定により、提案書を提出します。

業務名

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市プロポーザル指名通知書

御殿場市プロポーザル実施要綱第10条第1項の規定により、次の業務についてプロポーザル方式による提案の指名者として選定したので通知します。

つきましては、プロポーザルへの参加について、別紙御殿場市プロポーザル意思確認書（様式第6号）を 年 月 日までに提出してください。

1 業務名

2 業務の内容

3 業務の履行期間

4 提案手続に関する事項

5 提案方法に関する事項

6 提案の評価及び審査の基準に関する事項

7 その他市長が必要と認める事項

様式第6号（第10条関係）

御殿場市プロポーザル意思確認書

年　月　日

御殿場市長様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号 ()

参加します。

次の業務について、プロポーザルに

参加しません。

業務名

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市プロポーザル結果通知書

御殿場市プロポーザル方式実施要綱第12条第2項の規定により、次のとおり審査結果を通知します。

1 業務名

2 審査結果 選定しました。／選定しませんでした。

3 審査結果の順位 第 位（提案数 ）

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条、第10条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第12条関係）